

「応援します!! あなたの農業」

あぐりサポートニュース

福島県農業振興公社だより

第 24 号 平成 19 年 12 月

発行元 福島市中町 8 番 2 号
財団法人福島県農業振興公社
TEL 024-521-9834 FAX 024-521-8277

農地保有合理化事業から生まれた一集落一農場。

郡山市日和田町の八丁目地区は、平成12年度の基盤整備事業を契機として、集落内の話し合いを重ねて農業後継者の問題、機械コストの縮減など多くの課題の解決に努めた結果、ついに日本型農場性農業を実現して「一集落一農場」を形成いたしました。

当初若い農業者3名で組織した「八丁目農業生産組合」は、地域の皆さんの理解と支援を得て地域農業の担い手として位置づけられ、平成16年度には「(有)アグリプロ八丁目」として法人化を実現し、本年度は品目横断的経営安定対策の対象となる「特定農業法人」となりました。

土地利用の調整については、基盤整備の地権者44名で構成する「八丁目地区営農改善組合」(農用地利用改善団体)が担当し、地区の水田(26%)については全てアグリプロに集積されています。

集積した水田については、水稻は全て直播栽培で大豆転作、ホールクroppサイレージ(肉用牛肥育農業者と連携)と作付け毎に団地化され、安定した収量を確保するため、ブロックローテーションで輪作されています。

ほ場は大区画に整備され、農地利用の

集積も実現して効率的で低コストの営農が実現しましたが、地区の面積が26%と限られていることや米販売価格の低迷更に産地づくり交付金の縮減など厳しい農業情勢から、社員の通年雇用の確保と集積によって生まれた地域の余剰労力を生かすため、法人社員が行っていた椎茸の原木栽培の技術を活用して菌床椎茸の栽培を計画し、本年度栽培施設を整備して地域に新しい産業を興しました。

目標としている平成23年には、2千百万の所得確保を目指して、着々と経営の改善を図っています。

平成18年度 アグリプロ八丁目耕作状況



農地政策の展開方向について

昨年末以来、農林水産省で検討を重ねてきた「農地政策の改革」については、ここに来て経済財政諮問会議や政府与党の農地政策検討スタディチームとのやり取りを経て、当初計画された20年通常国会での法改正が見送られ、先般その展開方向が示されることとなりました。

これら検討に際しては、農地を面的にまとめて担い手に集積する仕組みがテーマとなり、当社の主要事業である農地保有合理化事業が狙上にあがり盛んに議論されたところです。

その展開方向については、平成20年度中ないし遅くとも21年度中に新たな仕組みとしてスタートできるように法制上の措置を講じるとされています。

その主なもの二つをご紹介します。

農地の面的集積を促進する仕組みの全国展開

「今後、規模拡大によるコスト低減など国内農業の体質強化を図るためには、農地を面としてまとまった形で集積していくことが不可欠である。

このため、現場に働きかけ、委任・代理で農地を集めて、面的にまとまった形で再配分する仕組みを全国の市町村段階で展開し、農地の面的集積を促進する。」

委任・代理で農地を集積し再配分する仕組み（当初は面的集積組織とされてきました）を担当するのは誰かの論議は様々にされてきましたが、今回明確にされたことは市町村段階の合理化法人の処遇です。屋上屋を重ねると批判され一時廃止も論議されましたが、今回の方向では「実績を上げているものは継続実施」とされました。

県公社も、面的集積機能を補完しながら売買事業等を中心に継続するとされました。

新たに指定されたため実績のない合理化法人等の処遇については、現在検討中とされています。（有識者会議での農林水産省の説明）

< 農地政策に関する改革案と工程表 >

平成19年11月6日の農林水産省の発表資料について
所有から利用への転換による農地の有効利用の促進

「農業・農村をめぐる状況を見ると、担い手の高齢化の進展、耕作放棄地の増加等の問題が深刻化してきている。

このため、所有から利用への展開を図り、農地は農業資源として有効に利用されなければならないとの理念の下、所有権と利用権の規制を切り離し、所有権については厳しい規制を維持しつつ、利用権については規制を見直す。

この場合、現場で農地利用についての問題が生じたり、経営発展に支障が生じることのないようにするため、必要な措置を講じる。

これにより、集落営農の法人化、農業生産法人の経営発展、農業経営に意欲のある者等の参入による農地の有効利用を促進する。

また、担い手の選択肢を拡大する観点から長期間の賃貸借が可能となるよう措置するとともに、標準小作料制度等は廃止の方向で見直す。」

戦後農政の大転換との呼び声とともに検討が始まりましたが、農地法の「自作農主義」改正農地法の「耕作者主義」を更に徹底させ、農地の賃貸借（利用権）については、機械・労働力等からみて農地を適切に利用する見込みがあれば、原則誰でも許可する。一方所有権については、従来通り厳しく規制するとの考え方が示されました。

その前提として農地法の小作地所有制限と併せて標準小作料制度も廃止することが検討されています。

その結果、特定法人貸付事業はその存在意義を失い、地域には賃借権によるほぼ規制のない法人と所有権による農業生産法人が混在することになり、混乱が想定されます。

いずれにしても今後の展開から目を離せません。

育成センター

ファーマーズカップ(スポーツ交流)を開催しました

平成19年11月22日(木) 福島市佐原「あづま総合運動公園体育館サブアリーナ」を中心に、スポーツ交流を通じて福島県内の農業青年の友情と連帯感を深めることを目的に、福島県農業青年クラブ連絡協議会主催によるファーマーズカップが開催されました。

今回は、県内の青年農業士会の有志の皆様にも参加をいただいたことから、悪天候にもかかわらず予想を上回る多数の参加をいただきました。

午前中は各協議会対抗の「バレーボール競技」、午後からは「表彰」と「芋煮会」を行い、お互いの情報を交換するなど熱く燃えた1日となりました。



ハッスルプレーが見られたバレーボール競技



天候が悪く室内での芋煮会



バレーボールの成績優秀者に対する表彰式

総務課

当社は平成13年、経済産業大臣の指定を受け地表から深さ50メートル以内の採掘後又は坑道跡の崩壊に起因する鉱害の復旧事業を行うため、下記の業務を実施しています。

1. 造成された基金の管理・運用
2. 市町村、県、東北・関東経済産業局との連絡調整
3. 市町村等への復旧工事費の支払

特定鉱害復旧事業に関するお問い合わせは

財団法人福島県農業振興公社

総務課まで TEL 024-521-9834

「特定鉱害復旧事業」



陥没の現場写真

利用者の声・会津坂下町 齋藤善平 さん

今から30年ほど前になりましたが、西ドイツに行く機会がありました。そこで「マシーネンリンク」という言葉を聞きました。当時農業を始めて直ぐの時だったので、とても新鮮に聞こえました。

それは、農地の貸し借りの斡旋・農作業ヘルパーの紹介が主な仕事とのことでありました。そのマネージャーがその地域全体を把握していて、それら紹介斡旋の手数料がマネージャーの収入となりますが、農家の信頼がなくなると契約も解除になるという厳しいものでありました。

その後日本でも、農業機械銀行という名称で農作業の受委託が広がりました。農作業の受委託は、いまでは当たり前のこととなりましたが、当時は大変なことでした。

隣がコンバインを購入すればうちでも買う。同じ農家に委託料を払うのは嫌だが、農機具屋には惜しみなく払うといった構図ではなかったでしょ

うか。



米価が上がれば、その分農機メーカーの売り上げも上がるといった時期が長い間続いたように思われます。

でも今は、農機具を購入するのも、投資と回収を考える時代になりました。

農機具の投資と活用が、これからの農業経営のキーポイントになります。

本年、農業振興公社のリース事業を活用いたしました。これから益々厳しくなる農業環境に負けないためにも、自分の経営にとって有効な制度は、積極的に利用すべきと考えております。

今月のコラム



「電話雑感」

私が携帯電話を使い始めて早10年、最初の機種はPHSからのスタートでした。

スタイルはトランシーバーを彷彿させるもので機能も当然ながら通話しかなかったと思います。

今の携帯電話は、ワンセグによる地上デジタル放送の受信や録画、高画質デジタルカメラ、クレ

ジットカードの機能付きや電車の定期券代わりに使える機能など電話本来の機能以上のものが付加され大変便利になりました。

しかしながら、昔は(いつのこと?)電話は家庭に1台、黒い電話機にレースのカバーを掛け、誰と話(通話)をしているのか口調で判ってしまったり、長電話をすると怒られたり、家庭内のコミュニケーションに事欠かなかった時代が懐かしく感じられる今日この頃になりました。(S.S)

編集後記 採れたての新鮮な野菜の味は格別である。自分で作ったものであれば、なおさらである。家庭菜園で野菜作りを始めて今年で、3年になるが、今ではすっかりその楽しさに夢中である。

ある雑誌によると、東京都在住者の約6割が「農業をしたい」と思っているとのことであるが、都市部では「家庭菜園」をやりたくても「市民農園」は希望者が多く借りにくい状況になっており、やれないのが実状のようである。今後、農業の楽

しさやすばらしさを多くの人に理解して貰うためにもこれらの潜在的な家庭菜園志向者を受入れる市民農園・農業体験農園の拡大等の受入体制整備の促進が望まれる。k.k

お問い合わせ

あて先 〒960-8681
福島市中町8番2号 福島県自治会館8F
財団法人福島県農業振興公社 総務課
TEL 024(521)9834 FAX 024(521)8277
URL <http://www.fnk.or.jp>